

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1. 取組の推進に関する基本的考え方

農業・農村が持続的に発展し、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が維持・発揮されることが重要である。

富山県では、「富山県農業・農村振興計画（令和 4 年 3 月改訂）」において、豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造を基本施策として、集落ぐるみによる農村環境の保全管理活動を推進することとしている。

近年、農村では少子高齢化や農家数の減少が進む中、集落機能が低下しており、地域の共同活動によって支えられてきた農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念される。

このため、農村地域の構造変化に対応した地域資源の基礎的保全活動や農村環境の良好な保全といった質的向上を図る共同活動に対し、多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針を基本とし、富山県独自の項目を追加する。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域資源の基礎的保全活動は、以下のとおりとする。

- a. 点検・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- b. 実践活動については、点検結果に基づき実施の必要性を判断し、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
- c. 研修については、活動期間中に各 1 回以上実施する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、別紙 1 第 1 の 1 の

（2）の活動を 1 以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	野ソ等の駆除
活動	100 野ソ等の駆除
活動内容	野ネズミ等による畦畔等の穴あけを防止するため、野ネズミ等の駆除を行うこと。
活動要件	－

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	融雪水排水のための溝切り
活動	101 融雪水排水のための溝切り
活動内容	融雪水による法面等の浸食を抑制するため、融雪水の水田からの排水を促進する田面の溝切りを行うこと。
活動要件	－

区 分	活動の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	共通
活動項目	除排雪
活動	102 除排雪
活動内容	施設の適正な維持管理ため、施設や施設の管理道の除排雪を行うこと。
活動要件	－

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区 分	
活動区分	
活動項目	該当なし
活動内容	
活動要件	

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

富山県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

①基本的考え方

農地維持支払交付金の基本単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、

事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。また、多面的機能支払交付金実施要綱別紙１の第６の２の（２）の加算単価を適用するものとする。

②農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
	畑	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
	草地	2 5 0 円	1 2 5 円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- a. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）（以下、「農振法」という）第 3 条第 1 号に規定する農用地（以下、「農振農用地」という）であって、同法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存するもの
 - b. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（４）その他必要な事項

特になし

３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 の活動指針を基本とし、富山県独自の項目を追加する。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

施設の軽微な補修の活動要件は以下のとおりとする。

- a. 機能診断・計画策定については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。
 - b. 実践活動については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。
 - c. 研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。

イ．農村環境保全活動

農村環境保全活動の活動要件は以下のとおりとする。

- a. 農村環境保全活動について、別紙 2 第 1 の 1 の（２）の活動の中から取り組むテーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、実践活動及

び啓発・普及のそれぞれの取組を毎年度1以上実施する。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動の活動要件は以下のとおりとする。

- a．別紙2第1の1の(3)の活動の中から任意で取組内容を定め、毎年度実施する。
- b．広報活動・農村関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に多面的機能支払交付金実施要領第1の4の(8)に示す農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は同実施要領第1の4の(9)に示す8法地域に該当する場合は、広報活動・農村関係人口の拡大の実施を必ず求めるものではない。

③国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	実践活動
	活動	30 農用地の軽微な補修等
	活動内容	農用地法面の初期補修 降雨による影響等で農用地法面に侵食、破損等が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農用地
	活動項目	実践活動
	活動	30 農用地の軽微な補修等
	活動内容	農用地進入路の補修・再構築 農道等と農用地を継ぐ進入路の補修・再構築を行うこと。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	水路
	活動項目	実践活動
	活動	31 水路の軽微な補修等
	活動内容	水路法面の初期補修 ・法面に侵食や漏水、破損等が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
-----	--	---------

	活動区分	実践活動
	対象施設等	水路
	活動項目	実践活動
	活動	31 水路の軽微な補修等
	活動内容	水路蓋の設置 土砂崩壊により水路が閉塞し、越流することで、水路法面の破損等の被害が発生する可能性が高い箇所において、部分的に蓋を設置することにより対策を行うこと。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	水路
	活動項目	実践活動
	活動	31 水路の軽微な補修等
	活動内容	刈草等の集積施設の設置 刈草等の下流域への流出等を防止するため、スクリーン（刈草等を集積するもの）を設置すること。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	対象施設等	農道
	活動項目	実践活動
	活動	32 農道の軽微な補修等
	活動内容	路肩、法面の初期補修 降雨等による影響等で路肩・法面に侵食、破損等が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
	活動要件	－

イ．農村環境保全活動

区 分		活動内容の追加
	活動区分	実践活動
	テーマ	景観形成・生活環境保全
	活動項目	47 その他（景観形成・生活環境保全）
	活動内容	安全施設の補修や安全・注意看板の設置 転落事故を防止等するために設置している安全施設の破損・老朽箇所の補修や簡易な安全施設・注意看板の設置を行うこと。農道等において、必要に応じて安全施設を設置し、地域の安全を確保すること。
	活動要件	－

区 分		活動内容の追加
-----	--	---------

	活動区分	実践活動
	テーマ	景観形成・生活環境保全
	活動項目	47 その他（景観形成・生活環境保全）
	活動内容	クマ対策のための巡回点検と施設の草刈り等の活動 中山間地域等に増えてきたクマ対策のため、秋頃にクマの通り道となる水路等の状況を点検し、必要に応じて草刈り等を行う。
	活動要件	－

ウ．多面的機能の増進を図る活動

	区 分	活動内容の追加
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	活動項目	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
	活動内容	イノシシ等による農作物被害を防止するため、捕獲用わなへのエサやり等の巡回支援と、必要に応じて周辺の草刈りを行う。
	活動要件	－

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

富山県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

（２）交付単価

① 基本的考え方

富山県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（資源向上活動（共同）を５年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）を実施する対象農用地）については、基本単価の７５％とする。

また、多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のイ及びウの加算単価を適用するものとする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に５／６を乗じた額を交付単価とする。

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金 （地域資源の質的向上 を図る共同活動）の １０アール当たりの交 付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	２，４００円	１，２００円

(共同活動を実施して5ヶ年経過していない対象農用地)	畑	1, 440円	720円
	草地	240円	120円
継続地区の交付単価 (資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動(長寿命化)の対象農用地)	田	1, 800円	900円
	畑	1, 080円	540円
	草地	180円	90円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の算定の対象とする農用地は、地域資源の質的向上を図る共同活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- a. 農振農用地であって、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの
- b. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

特になし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①地域活動指針策定における基本的考え方

集落が管理する農地周り水路に加え、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、富山県では、昭和40年代にピークを迎えていたほ場整備事業で造成した施設が耐用年数に達しており、地域の合意を得たうえで、農地に係る施設として水口・吐口・暗渠排水・給水栓の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象組織(集落)が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。

②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上を実施する要件

a 対象施設・対象活動

原則、工事1件あたり2百万円未満とするが、現場状況により予め2百万円以上となることが想定される場合については、下記bに基づき、審査・指導を受け、活動を実施するものとする。

なお、ここでいう「工事1件」とは以下のとおりである。

- (a) 異なる路線で補修工事・更新工事を一括発注
- (b) 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括発注
- (c) 同一路線で水路の補修工事・更新工事を年度ごとに分割発注

b 都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

活動組織は工事着手（発注）前に、機能診断結果、工法及び設計書等の内容について、富山県又は県推進組織の審査・指導を受けるものとする。

c その他必要な事項

特になし。

③地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分		活動の追加
	活動区分	実践活動
	施設区分	農用地
	活動区分	進入路の補修
	活動	103 進入路の補修
	活動内容	進入機能が低下している進入路等の機能回復、安全確保のための補修を行うこと。
	活動要件	—

区 分		活動の追加
	活動区分	実践活動
	施設区分	農用地
	活動区分	進入路の更新等
	活動	104 進入路の更新等
	活動内容	進入機能が低下している進入路等の機能回復、安全確保のための更新を行うこと。
	活動要件	—

区 分		活動の追加
	活動区分	実践活動
	施設区分	農用地
	活動区分	給排水施設の補修
	活動	105 給排水施設の補修
	活動内容	暗渠排水の補修 ・排水機能が低下している暗渠排水施設の機能回復のための補修を行うこと。 給排水施設の補修 ・老朽化等により機能に支障が生じている水口・吐口及び給水栓について、補修等の対策を行うこと。進入機能が低下している進入路等の機能回復のための補修を行うこと。
	活動要件	—

区 分		活動の追加
	活動区分	実践活動
	施設区分	農用地

	活動区分	給排水施設の更新等
	活動	106 給排水施設の更新等
	活動内容	暗渠排水の更新等 ・排水機能が低下している暗渠排水施設の更新を行うこと。 給排水施設の更新等 ・老朽化等により機能に支障が生じている水口・吐口及び給水栓について、更新等の対策を行うこと。
	活動要件	－

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

富山県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の算定の対象とする農用地は、施設の長寿命化のための活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

- a. 農振農用地であって、農振法第８条第２項第１号に規定する農用地区域内に存するもの
- b. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

（３）その他必要な事項

特になし

５．広域協定の規模

富山県では、対象とする区域内の農用地面積が 200ha 以上の規模を有するものを協定の対象とする。ただし、対象とする区域内の農用地に、中山間地域等直接支払交付金等実施要領に定める対象地域を含む場合には、50ha 以上の規模を有するもの又は協定に参加する集落が３集落以上のものを対象とする。

６．地域の推進体制

（１）基本的な考え方

農業者団体等による法第３条第３項各号に掲げる事業の取組の効果的な促進を図るため、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われるよう、県、市町村、農業団体等の関係機関・団体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう推進体制を整備するものとする。

（２）関係団体の役割分担

① 富山県

- ・法に基づく基本方針を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・要綱基本方針を策定する。
- ・市町村長から提出された申請書等の審査結果を確認し、市町村長に対し、多面的機

能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。

- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）を実施する対象組織に対し技術的指導を行う。
- ・対象組織の中から抽出して、活動状況等について中間確認・指導を行う。
- ・技術的な観点に基づく実施状況の確認を市町村長から要請された場合、実施状況について確認を行い、確認結果を市町村長に通知する。

② 市町村

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・対象組織の作成する事業計画を審査し、認定する。
- ・対象組織に対し指導を行う。
- ・広域組織の作成する協定を審査し、認定する。
- ・広域組織に対し指導を行う。
- ・対象組織から提出された申請書等の審査を行い、対象組織の代表に対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、交付金の対象となる対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況を確認し、実施状況を県知事に報告する。
- ・毎年度、対象組織の代表等を対象とした説明会を開催し、当該年度の交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・対象組織から提出された事業計画に定められた事項の実施経過の確認を行う。
- ・対象組織のうち資源向上活動における環境負荷低減の取組への支援を実施している組織に、実施状況確認結果を通知する。

③ 市町村推進組織

- ・対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、対象組織に対し指導を行う。
- ・広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対し指導を行う。
- ・毎年度、対象組織の代表等を対象とした説明会を開催し、当該年度の交付金の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

④ 県推進組織

- ・本県における取組方針等を検討する推進会議の開催
- ・本交付金の普及・推進を図るため、優良事例の収集・発信を行う。
- ・地域及び対象組織等の代表者等を対象とした説明会を開催し、本交付金の未取組地

域における「新たな取組拡大」と、活動を継続的に実施する「既存組織の継続性の確保」を図る。

- ・対象組織等の技術力向上を図るための講習会の開催。
- ・資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）を実施する対象組織に対し技術的指導を行う。

（３）その他必要な事項
特になし

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

(参考 1)

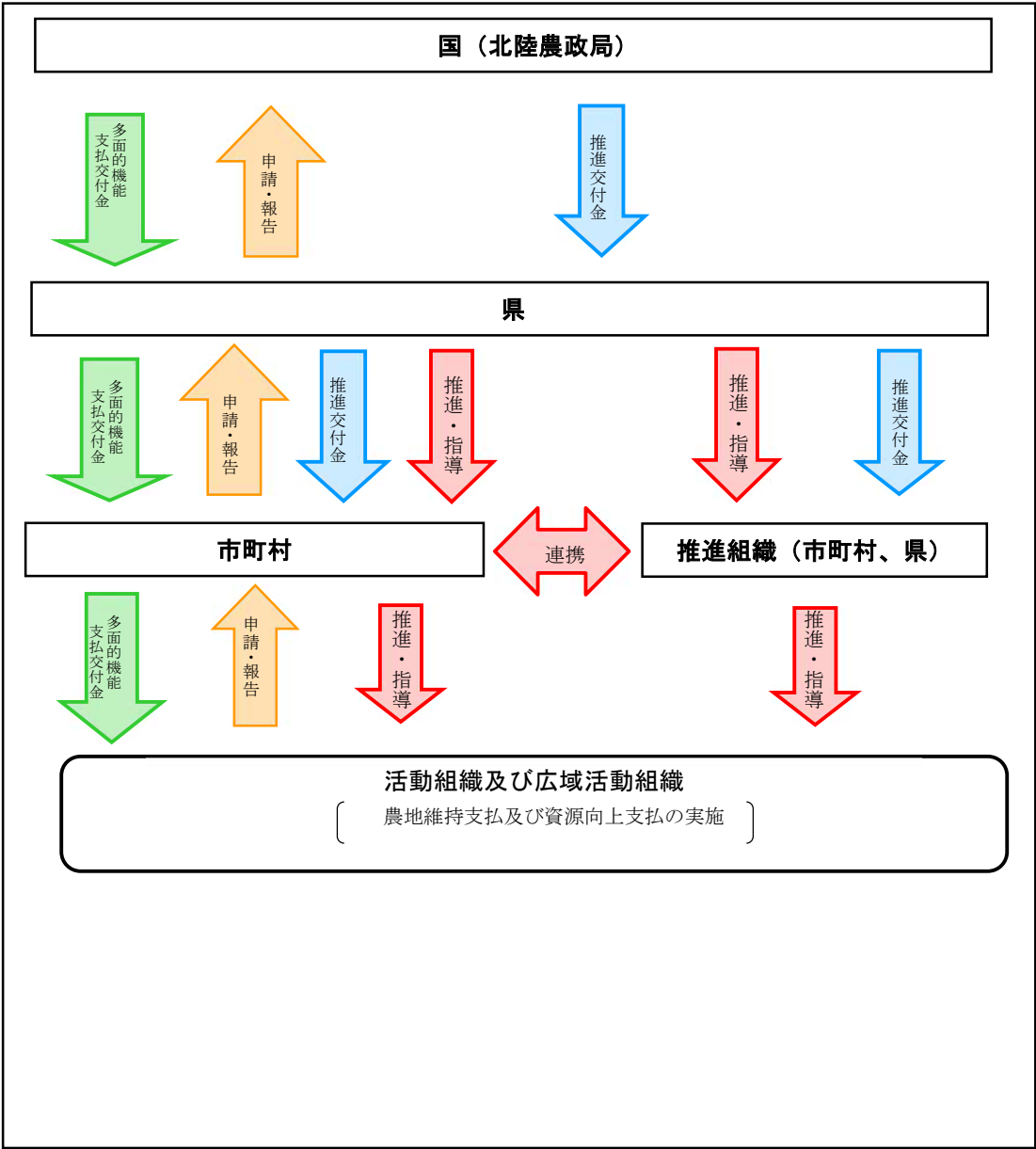
関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体				備考
	富山県	関係市町村	推進組織		
			市町村	県	
多面的機能支払交付金	○	○			交付・申請事務
日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）					
1. 法基本方針の策定	○				
2. 促進計画の策定		○			
3. 第三者機関の設置、運営	○				
4. 要綱基本方針の策定	○				
5. (1) 事業計画の指導、審査		○	○		
(2) 事業計画の認定		○			
(3) 長寿命化整備計画の協議		○	○		
6. (1) 広域協定の指導、審査		○	○		
(2) 広域協定の認定		○			
7. (1) 実施状況確認		○	○		
(2) 実施状況報告		○			
(3) 実施経過確認	○	○			
8. 推進・指導					
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	○	
(2) 活動に関する指導、助言	○	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○	○	○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○	○	○	○	
9. (1) 交付申請書等の審査	○				
(2) 通知、交付	○				
10. その他推進事業の実施に必要な事項 (県民への幅広いPR・啓発活動)	○	○	○	○	

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

(参考2)

実施体制図



市町村一覧

市町村	推進交付金の受入機関等
富山市	富山市新桜町7番38号 富山市
高岡市	高岡市広小路7-50 高岡市、高岡市農村環境保全向上地域協議会 (事務局:高岡市農地林務課)
魚津市	魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市
氷見市	氷見市鞍川1060 氷見市、氷見市農村環境保全向上地域協議会 (事務局:氷見市農林畜産課)
滑川市	滑川市寺家町104番地 滑川市
黒部市	黒部市三日市1301番地 黒部市
砺波市	砺波市栄町7番3号 砺波市、砺波市農村環境保全向上地域協議会 (事務局:農地林務課)
小矢部市	小矢部市本町1番1号 小矢部市、小矢部市農村環境保全向上地域協議会 (事務局:小矢部市農林課)
南砺市	南砺市荒木1550 南砺市
射水市	射水市新開発410-1 射水市、射水市農村環境保全向上地域協議会 (事務局:射水市農林水産課)
舟橋村 上市町 立山町	中新川郡立山町前沢2440 立山町、中新川農村環境向上地域協議会 (事務局:立山町農林課)
入善町	下新川郡入善町入膳423番地 入善町、入善町農村環境保全向上推進組織 (事務局:入善町建設課)
朝日町	下新川郡朝日町道下1133 朝日町、朝日町農村環境保全地域協議会 (事務局:朝日町農林水産課)